

# 秦野市手をつなぐ育成会会報

令和2年  
第366号

— 11月号 —



広報推進委員会  
発行責任者：相原和枝  
(連絡先：84-2241)

## 【目次】

- \* 令和2年度10月幹事会の報告 \_\_\_\_\_ 1
- \* 成年後見制度勉強会の報告 \_\_\_\_\_ 2
- \* 委員会・支部報告 \_\_\_\_\_ 3

## 【行事予定】

\*11月7日(土) ◆ 10月定例理事会⇒幹事会 (第4会議室) 10:00~12:00

\*\*\*会員の皆様へ\*\*\*

神奈川県手をつなぐ育成会のホームページが開設されました。

⇒ <https://ikusei-kanagawa.jp/>

ぜひご利用下さい。



《秦野市育成会ホームページ》

[hadanoikuseikai.com](http://hadanoikuseikai.com)

令和2年10月度 幹事会報告

10月3日(土)10:30~11:30 保健福祉センター第4会議室 [出席15名]

会長の挨拶	<p>◇コロナ禍で育成会行事が中止になる事が多いのですが、ソーシャルディスタンスに気を付けて、支部会等を無理の無い程度で開始してみてください。 委員会活動も少人数で開始してみてください。 理事会は密になってしまいますので、今年度は幹事会といたします。支部長さんは副支部長さんに報告をお願い致します。 (相原)</p>
会報について	<p>【9月号会報の説明】 ☆行事等が無いので会報の内容が少ないのですが、発行はしていきます (相原)</p> <p>【委員会報告】 * 会報はページ数が少ないので事務局と印刷しています。 (小山) * 委員会が開けていません。 (藤原) * 11月のヤングマンクラブは中止です。 (清水) * ソーシャルディスタンスに気を付けてさかえちょう公園の清掃活動をしました。久しぶりに皆にあえて楽しそうでした。 これからも無理のない活動を考えていきます。 (福島) * 令和3年の具育成会の総会は理事のみで開催です。 (塚原)</p> <p>【支部報告】 * 各支部⇒活動していないので記載なし</p>
ハイツオータム撤収について	<p>◇長年にわたり会員さんのご好意により、ハイツオータムをお借りしていましたが10月末で返却いたします。 10月中旬に清掃作業を終了いたします。 (相原)</p>
自販機清掃開始について	<p>◇コロナ禍で清掃を中止していましたが、9月より清掃活動を開始いたします。当番表を配布しますので支部長さんは会員の皆様に周知願います。 (持ち物、消毒、除菌液、紙ペーパー、使い捨て手袋等) 清掃が終わりましたら手洗い等を徹底してください。</p>
ちゃんぽん販売について	<p>◇民児協の皆様には10月の会長会で資料を配布させていただきます。 ◇民児協をやめた方で購入を希望される方にお声掛けをお願い致します 今年はバザー等の収入が無く育成会の収入が少ないので、皆様のご協力をお願いします。 (相原)</p>
勉強会について	<p>◇議題が少ないので、ばれっと・はだのよりDVDをお借りして勉強会をします。 内容報告は別紙参照</p>
研修会について	<p>◇行事等がすべて中止となっていますが、役員研修会も内容を考えながら出来る方向を模索してみます。 (相原)</p>
その他	<p>来年度から手をつなく誌が3900円→4100円に変更になります。</p>

## 成年後見制度勉強会

親の高齢化が進み、今までのようにわが子の面倒を見る事が出来なくなってきました。何よりも親亡き後、わが子が今迄通りに穏やかに暮らせるか、考えれば考える程不安が大きくなってきます。親あるうちにこの不安が少しでも解消できないか、今回は成年後見制度についてビデオを見ながらの勉強会を行いました。

勉強会の内容は

### 1、成年後見制度とはどのような制度か。

精神上の障害により判断能力の無い方や不十分な方(認知症、知的障害児・者、精神障害者など)を法律で守り支える制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には「後見、保佐、補助」の3つの類型があります。

### 2、法定後見(後見、保佐、補助)のしくみ、どのような時に必要か？

例えば、預金の解約、福祉サービスを受ける契約、不動産の売買手続きをするときに、本人に判断能力が無ければそのような事が出来ませんし、これを本人だけで行くと多大な不利益を被る事が有ります。

そのため本人の判断能力を補い、法的に援助する人を選んでおく必要があります。

### 3、利用するにはどんな手続きが必要か？

本人や関係者が家庭裁判所に、後見(補佐、補助)開始の審判を求める申し立てをして下さい。

後見・補佐・補助開始のいずれを求めるかは、医師の診断書を参考に決めて下さい。

家庭裁判所は、必要な調査や鑑定を行った後、後見(補佐、補助)を開始する審判をし、合わせて本人を法的に援助する人(後见人、保佐人、補助人)を選任します。

### 4、成年後見人(保佐人、補助人)はどのように本人を援助するのか？

**後见人**:本人は日用品の購入などを除いて、自分で法律行為を行う事が出来なくなり、本人がした法律行為を成年後見人は取り消す事が出来ます(取消権)。成年後見人は幅広い代理権を持ち、本人に代わって契約を結んだり、本人の生活が円滑に営まれるよう配慮し財産を管理します。

**保佐人**:本人が一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産などの売買、自宅の増改築など)を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限(同意権)を有します。本人が保佐人の同意を得ずに法律行為をした場合にそれを取り消せます(取消権)。

また、家庭裁判所で認められれば、特定の事柄について代理権を持ち、本人に代わって契約を結んだりする事も出来ます。

**補助人**:本人が望む特定の事柄についてのみ同意権(取消権)か代理権(両方与えられることも有ります)を与えられ、それによって本人を援助します。

\*代理権:本人に代わって、本人のために取引や契約を行う権限。

\*同意権:本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に、保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題が無い場合に了承する権限。

\*取消権:本人が後见人等の同意を得ないで重要な財産に関する法律行為を行った場合、後见人等がその行為を無効なものとして、現状に戻す権限。

わが子の幸せのために、自分にできる事を精一杯やる、それが親の終活ではないでしょうか。

以上

## 『委員会報告』



〈こうぼう山の会支援委員会〉

☆9月27日(日) 9時半から30分ほどの短い時間でしたが、市内さかえちよう公園でおそうじボランティアをしました(参加者:本人11名、支援者10名)。新型コロナウイルス感染拡大で4月からこうぼう山の活動もずっとお休みでしたが、この日は感染症対策として、検温、マスク着用、三密を避けて実施し、公園の草取りに精を出しました。

公園はきれいになったし、久しぶりで仲間に会えた喜びも大きかったようで、参加した皆さんの晴れ晴れとした顔が印象的でした。(福島)

## 『支部便り』

〈西支部〉

☆10月23日(金) 今後の活動について打ち合わせ 福祉センター 4名

〈南支部〉

☆10月24日(土) 今後の活動について話し合い

〈北支部〉

☆11月19日(木) 役員打ち合わせ 北公民館

〈本町支部〉

☆6月20日(土) 本町地区社協総会 本町公民館 19:00~ 1名

6月21日(日) 本町地区きれいなまちづくり委員会 本町公民館 19:00~  
1名

